

令和3年 1月 9日

法人内職員 各位

法人本部長 白木 伸也

新型コロナウイルスに関する法人内の対応について vol.6（事務連絡）

新型コロナウイルスの対応に関しては令和2年3月12日付け事務連絡後、各事業所にて様々な制限等の対応をされていると思いますが、以下の項目に準じ各事業所の事情に応じた対応をお願いします。

なお、愛媛県および各機関からの行政通知等に留意し、引き続き各事業所および利用者個々の状況に応じた柔軟な感染防止対策の徹底をお願いします。

■法人全体

（地域）

- ・法人内において新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、近隣地域や他の事業所への感染拡大を防止するため、速やかに法人内の感染情報を公開し、新居浜地域において地域や他事業所との情報共有を図る

（職員）

- ・職員個々の体調管理、検温および検温記録の徹底
- ・体調不良、その他特別な事情のある職員に関しては、管理者決済による休暇の特例措置での対応
- ・やむを得ず、非常事態対象地区に出かけた職員に関しては、管理者決済により一定の期間、出勤を停止（該当する職員は、管理者に報告し、指示を仰ぐ）

（利用者）

- ・利用者の検温および検温記録の徹底
- ・感染拡大による各種対応の変化により、利用者の方が様々な面での影響が出ることも予想されるため、個別の事情に応じての出来る限りでの対応は検討する（制限等を一律に捉えず、個々の事情に応じた柔軟な対応をお願いします）

(備品等)

- ・法人内の繊維マスクの在庫管理（最低必要数 500 枚はストック済）
- ・防護用の衣服（ナイロン衣類・ゴーグル・防塵マスク等）の必要数購入済
- ・体調不良者への飲料および栄養食品の備蓄確認

■通所系（わかば共同・第2・en）

- ・発熱等（以下「発熱等」という。）の症状が認められる場合は利用を中止。受け入れ後、通常と比較し発熱の疑いがあると確認された場合、ご家族の方にご連絡しご利用はお断りする。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる利用者及び濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行う。
- ・作業所にて発熱等による体調不良の利用者が3名以上出た場合は閉所する。

■入所系（くすのき・GH等）

- ・面会や週末の外出・外泊の制限
- ・短期入所、日中短期の制限および原則中止
- ・感染時の対応（14日間を目安に）が出来るよう衛生用品・医療品・食品等の備蓄の確保
- ・感染時における支援体制の確認および徹底

◎職員個々がすべきこと、各自で出来ることを再度確認し、「もちこまない」意識を徹底する。また、体調不良者が正直に申告できる雰囲気・職場環境を意識し、法人内職員一同、利用者・職員が一人もかけることのないよう新型コロナウイルス感染拡大に全力で取り組んでいきましょう！